

令和5年度

印西市立六合小学校

「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本方針

学校にある児童及び全ての者は、絶対にいじめを行ってはならない。

～「しない」「させない」「見逃さない」～

(1) いじめの定義（『いじめ防止対策推進法』第2条）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本理念

いじめは本校でも、またどの児童生徒にもおこりうるものである。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する。さらに、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を及ぼすおそれがある。千葉県いじめ防止対策推進条例の「児童等が自らいじめが絶対に許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの当事者となることのない環境を整えること」からも、いじめの防止等のために対策を総合的かつ効果的に推進する。

本校では、全ての児童が「いじめは絶対に許されない」と正しく認識し、「いじめをしないこと」、「させないこと」、「見逃さないこと」により、自分がいじめを受けた場合やいじめを見つけた場合にどのように対処したらよいかを理解し行動できるようにする等、自他の生命を尊重することを目指し、いじめ防止のための対策を行う。

2 学校及び学校職員の責務

(1) 基本的な責務

- ① 学校は、当該学校におけるいじめ防止等のための基本的な方針を定める。
- ② 学校は、関係者（当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する知識を有するもの）により構成されるいじめ防止のための組織を置く。

（『いじめ防止対策推進法』第13条、第22条より）

(2) 基本方針の重点

学校の内外を問わず、いじめが行われず、全ての児童生徒が安心して学習やその他の諸活動に取り組むことができるようにする。そのために以下を重点として、対策を進める。

①いじめの防止

- ・ いじめを「しない」「させない」「見逃さない」環境醸成に努める。
- ・ 児童の自己有用感を高め自尊感情を育むような、「わかりやすい授業」や「充実感のある教育活動」の実現に努める。

②早期発見

- ・ 調査・観察・相談・通報等の様々な手段により、学校全体で早期発見に努める。
- ・ けんかやふざけ合いにも目を配り、いじめの被害の有無を確認する。

③適切な対応

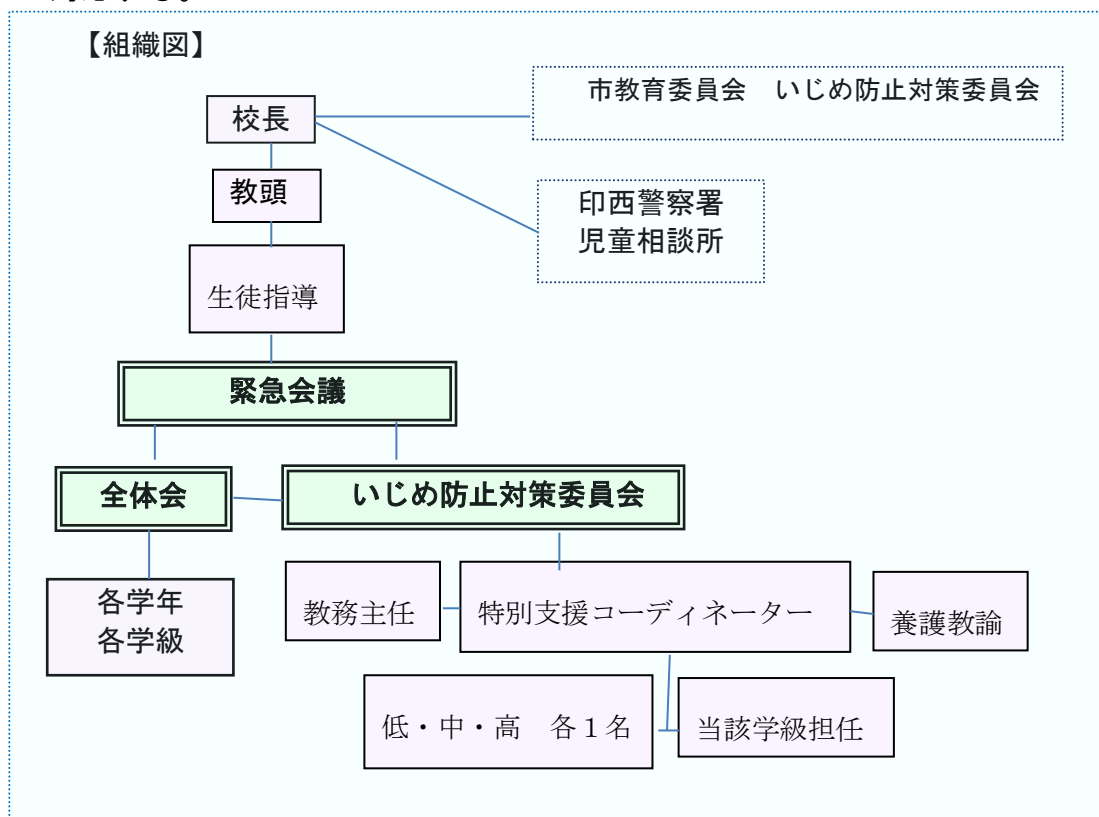
- ・ いじめ発見の際には, 事情聴取・情報収集を 迅速・適切に行い, 組織で対応する。
- ・ 保護者への情報提供・情報交換・助言等の連携・協力を密に行う。
- ・ 市教委等関係機関と連携を図りながら, いじめ防止や発生時の解決に努める。

④インターネットを通じて行われるいじめに対応するために, 計画的な学習・指導を行う。

⑤重大事態を想定した対応策を作成し, 再発防止に努める。

3 いじめ防止の組織

「いじめ防止対策委員会」「全体会」「緊急会議」等の組織を置き, 機能的に対応する。



① 全体会 < 全教職員が参加 >

① 基本方針の策定

(適切に機能しているか点検し、必要に応じて見直していく。)

② いじめ防止に関すること (基本方針の年間計画作成・研修の実施等)

③ いじめの早期発見に関すること (情報収集・情報交換等)

いじめ相談通報窓口の設定 (生徒指導・教育相談担当、養護教諭)

④ いじめ事案に対する対応に関すること (対応方針の決定等)

被害者に事情や心情を聴取し、継続的なケアを行う。

加害者や傍観者の成長支援を続ける。

⑤ いじめの影響やその他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を

深めること (児童会活動の支援・行事の実施等)

⑥ 保護者・関係機関との連携

(2) 各組織

① いじめ対策会議…定期的に開催

② 生徒指導会議…毎月 1 回

・ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係わる情報の収集と共通理解。

・ 教育相談の件数の報告・相談に対する今後の取り組みの確認

・ 具体的な指導方針の提案

③ いじめに係わる情報があつたときの緊急会議

4 中心組織の役割について

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止対策のための中心組織「いじめ防止対策委員会」を設置し、防止対策を機動的・効果的に行う。学期に1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催する。

【委員会の構成員】

校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，教育相談担当，特別支援教育
コーディネーター，養護教諭，低中高ブロックより各1名

(2) 「いじめ防止対策委員会」の主な活動内容

定期的に協議する内容

- ① いじめ防止に関すること（年間計画の進捗状況の把握・検証作業の推進等）
- ② いじめの早期発見に関する情報収集・情報共有
（アンケート調査内容の検討，教育相談計画，情報交換・収集等）
- ③ いじめまたはいじめと疑われる事案に関する方針・対応・記録
事実関係聴取（いつ・だれが・だれと・だれに・何を・どのように・・・）
対応の具体的手順・検討・決定・記録の保存
- ④ いじめの経過観察・対応
いじめが止まって少なくとも3か月を目安に解消とするが，その後も注意してあたる。
- ⑤ 教職員に関する「いじめ防止対策」研修の企画
- ⑥ 保護者・関係機関との連携
- ⑦ いじめ防止の取組に対する評価

(3) 「緊急会議」

- ◎ 重大事態発生時に、必要に応じて全教職員、保護者代表、所轄警察、学校医、印西市教育委員会指導主事、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー等で運営する。

5 基本的施策（学校いじめ防止プログラム）

(1) いじめを未然に防止する

いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり

① 重点目標

- 重点目標の一つにいじめ防止の事項を掲げ、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」ことに組織的に取り組む。
- ・全校集会や学級活動などで、教職員が日常的にいじめの問題についてふれ、「いじめは、人間として絶対に許されない。」という雰囲気为学校全体に醸成していく。

② 心の教育の充実

- ・児童の豊かな情操と道徳心、心の通う「対人交流能力」の素地を養うため、全ての教育活動を通じて「考え、議論する」ことを意識した**道徳教育、人権教育の充実**を図る。
- ・体験活動、情報モラル教育、印西市教育委員会作成パンフレットや県の「いじめ防止啓発カード、リーフレット」を活用した授業等の教育活動の充実を図る。
- ・「いのちを大切に作るキャンペーン」、いじめ撲滅等のキャンペーンの充実を図る。
- ・道徳等でのソーシャルスキルトレーニング等の充実や「豊かな人間関係づくり実践プログラム（ピア・サポート）」等の活用を図る。
- ・児童がかかえるストレスを、他人にぶつけることなく解消できるように、運動や音楽、読書等で発散したり、誰かに相談したりする等、対応できる力を育む。
- ・発達障害を含む、障害のある児童の理解を深めるとともに、個別の支援計画を活用して、生きる力を育む。
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童の言語や文化のからくる困難について留意する。
- ・性同一性障害や性的指向・性自認にかかる児童についての正しい理解の促進や必要な対応について周知する。

③ 人権的言語環境の整備と自己有用感を高める授業・活動の充実

- ・児童や教職員自らの人権的言語環境を整備し、差別的発言や相手を傷つける発言等、言語環境を起因としたいじめの発生を防ぐ。また、暴力や暴言を排除する。

- ・児童の自己有用感を高めるような一人一人を大切にした「わかる授業」や「充実感・達成感のある活動」の実現に努める。
- ・規律正しい態度で、授業や行事に参加できるように、学級集団作りに取り組む。
- ・様々な活動を通して、自他の存在を等しく認め、円滑にコミュニケーションできるように声かけや指導を進める。

④ 行事，児童会活動等を通した児童の主体的・積極的な参加を促す指導

- ・児童によるいじめ防止に関する児童会活動の支援を積極的に行い，いじめ防止の意識を高める。
- ・人権週間，いじめ防止キャンペーン，全校児童による集会やたてわり活動等で，児童が思いやりをもって自主的に活動できるように指導を継続的に行う。
- ・児童会組織を中心に行う行事の企画，運営をすることで，心の通じ合うコミュニケーション能力を高められるよう支援する。

⑤ 保護者や地域との連携

- ・保護者や地域住民，「開かれた学校づくり委員会」や関係団体との連携を図り，いじめに関する児童生徒の実態を把握する。
- ・道徳やいじめ防止を題材とした授業の公開を，ホームページ・文書等で知らせ，いじめ防止に関する保護者や地域住民の理解を深めるための活動を継続的に行う。

(2) いじめを早期に発見する

授業時間だけでなく，休み時間や課外活動など全教育活動で，日常的に児童の様子に目を配る。

個人ノートや日記等を活用して，交友関係や悩みを把握する。

① 教育相談体制の充実

- ・教育相談により，困った時にはすぐにいろいろな先生に相談できるような環境を整え，児童の様子や変化が気になったらすぐに声をかけることができるようにする。

【教育相談月間】

- ・いじめを早期発見するために，在籍する児童に対する定期的な調査を実施する。
 - ・児童対象のいじめアンケート調査 年3回（ 6月， 11月， 2月）
- ※教育相談を通じた学級担任等による児童との面談を実施。

- ・教育相談担当者が実施報告を回収し，生徒指導主任と情報を共有し，全職員が共通理解した上で，対応できる体制を整える。

【スクールカウンセラー】

- ・月に1度学校を訪問し，児童の様子を把握するとともに，直接相談に応じる。
- ※訪問前に，タブレットを使用してアンケートに回答させることで，事前に相談内容を把握し，早期解決へとつなげる。

【相談ポスト】

- ・養護教諭が毎日確認し，児童の要望に応じて相談できる体制を整える。

② 不登校対策の充実

- ・連続して2日以上欠席した児童には、電話連絡や家庭訪問を実施する。また、欠席が1日の場合でも、理由が明確でない場合など、必要に応じて電話連絡や家庭訪問を実施する。
- ・欠席状況や理由から児童の実態を把握し、対応策を講じる。
- ・保護者と学校との連携について相談する。

③ いじめ相談・通報窓口の設置

「いじめられることは、恥ずかしいことではない。」

児童及び家庭、地域住民がいじめに関する相談を行うことができるように、次のような相談体制の整備を行う。

（校内）

- ・教頭・生徒指導・教育相談担当・養護教諭・保健室入り口及び校長室前に相談箱の設置と周知
- ・スクールカウンセラーの活用

（校外）

- ・学校区スクールカウンセラーの活用（印旛中学校）
- ・各種相談機関、少年相談窓口等
 - 「印西市教育センター・こども相談室」（０４７６－４６－７８３０）
 - 「２４時間子供ＳＯＳダイヤル」（０１２０－０－７８３１０）
 - 「千葉県子どもと親のサポートセンター」（０１２０－４１５－４４６）
 - 「ヤングテレホン（県警察）」（０１２０－７８３－４９７）
 - 「子どもの人権１１０番（法務省）」（０１２０－００７－１１０）
 - 「千葉いのちの電話」（０４３－２２７－３９００）
 - 「チャイルドライン千葉」（０１２０－９９－７７７７）
 - 「ライトハウスちば」（０４３－４２０－８０６６）

④ 研修等による教職員の資質向上

- ・いじめの防止等の対策に関する研修を年間計画に位置付け、教職員の資質向上を図る。
- ・児童の全ての教育活動において人間関係や児童の心情を把握するために、組織体制を整える。

⑤ 学校職員が、いじめの情報を得ながら報告せず、情報を抱え込んだ場合

にはいじめ防止対策推進法第２３条１項の規定に違反することになることを周知させる。

(3) いじめへの対応

発見者→担任→生徒指導・教育相談担当→教頭→校長（報告・連絡・相談）

いじめ情報のキャッチ

- ・「いじめ防止対策委員会」を招集する。
- ・ いじめを受けた児童，助けようとした児童の生命及び心身を徹底して守る。
- ・ 見守る体制を整備する。

正確な実態把握

- ・ 当事者双方，周りの児童から聞き取り，記録する。
- ・ 保護者からの情報を得る。
- ・ 関係教職員と情報を共有し，正確に把握して，共通認識を持つ。
- ・ いじめの全体像・構図・原因・経過を整理・把握し，記録する。

指導体制，方針決定

- ・ 指導のねらい・方針を明確にする。
- ・ 全ての教職員の共通理解を図る。
- ・ 対応する教職員の役割分担を決める。
- ・ 教育委員会，関係機関との連携を図る。

児童への指導・支援

- 「いじめを許さない，させない」
- ・ いじめを受けた児童，助けようとした児童を保護し，心配や不安を取り除く。
 - ・ いじめた児童に，相手の苦しみや痛み思いを寄せる指導を十分に行う中で，「いじめは決して許されない行為である」という意識を待たせる。
 - ・ 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や，周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」や関係児童への指導や対応を図る。

保護者との連携

- ・ 直接会って，状況説明，今後の具体的な対策を伝える。
- ・ いじめた側の保護者への説明，助言を行う。
- ・ 今後の学校との連携方法を話し合う。

今後の対応

- ・ いじめが解消に至るまで継続的に観察し，指導や支援・相談を行う。（加害者への成長支援も）
※いじめが解消している状態
 - ①いじめに係る行為が止んでいる状態が継続（3か月を目安）していること
 - ②被害に遭った児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・ 明日からの「居場所づくり」「絆づくり」の環境設定を行う。
- ・ スクールカウンセラー等の活用も含め心のケアにあたる。
- ・ 道徳教育や人権教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

いじめ発見時の緊急対応

発見教職員等がいじめをやめさせる

- ・ いじめを発見等した教員はその時に、その場でいじめをやめさせる等適切な指導を行う。

情報収集

- ・ 事情聴取をする。
- ・ いじめに関わる情報を収集する。

管理職への報告

- ・ いじめ（いじめに関わる相談を受けた場合）は、速やかに管理職に報告する。
- ・ いじめ防止対策委員会を中心に、複数の教員で素早く、正確な事実関係を把握し、対応する。

(4) 関係機関との連携

① 印西市教育委員会との連携

犯罪行為として取り扱われるいじめ事案，教育相談体制の充実が必要ないじめ事案，インターネットを通じてのいじめ事案については，印西市教育委員会と連携して対処する。

② 印西警察署・北総地区少年センターとの連携

犯罪行為として取り扱われるいじめ事案，インターネットを通じてのいじめ事案については，印西警察署等と連携して対処する。

特に，児童の行為が犯罪行為として取り扱われる時は，警察への早期の相談または通報を行う。そのため日頃より，学校や教育委員会と警察が緊密に情報共有できる体制を構築する。六合小学校では，警察との連絡窓口を教頭とする。警察署等のスクールサポートセンター職員に学校訪問や校内巡視などの制度を積極的に受け入れる。

③ 児童相談所等との連携

家庭環境に起因するいじめ事案については，子育て支援課・児童相談所等と連携して対処する。

④ その他

必要に応じて相談機関，保健機関，福祉機関，医療機関等と連携をとる。

6 インターネットを通じて行われるいじめの対応

インターネットのもつ高度な流通性、拡散性、匿名性等の特性を踏まえ、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるようにする。

- ① ネットいじめに関する教職員研修の充実を図る。(印西市教育委員会・警察との連携)
- ② 児童生徒への情報モラル教育を年間計画に盛り込み、計画的に実施する。
※印西市教育センターによる「ネットリテラシーコンテンツ授業」の利用
- ③ 保護者への啓発活動として、PTA活動や家庭教育学級における情報モラル研修会の開催

7 重大事態（市長に報告するもの）の対応

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対応を行う。また、被害児童や保護者からいじめられて重大事態に陥ったと申し出があったときには、重大事態他発生したものとして報告・調査に当たる。

(1) 組織の設置

当該事案に対処する組織「緊急会議」を設置する。

(2) 被害者等への対応

被害者等への安全確保とケアを実施する。

(3) 印西市教育委員会への報告と連携

重大な事態が発生した旨を、印西市教育委員会（「いじめ防止対策委員会」）に速やかに報告する。

(4) 関係機関との連携

印西市教育委員会と協議の上、対応する。

ただちに印西警察署・児童相談所等に通報・報告するとともに警察と連携していじめられている児童の安全の確保のための必要な措置を行い、事案の深刻化の防止に努める。

(5) 調査

「緊急会議」の組織を中心として、事実関係を明確にするための再調査を実施する。

いつ（いつ頃から） だれから どのような いじめを生んだ背景事情 児童の人間関係 教師の対応の状況等

(6) 適切な情報の提供

いじめを受けた児童や保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(情報提供してくれた児童等，関係者のプライバシーを確保する。)

(7) 調査結果を設置者（→市長）に報告

児童や保護者の所見を希望により，添える。

(8) 調査結果を踏まえた必要な対応・措置

被害者，加害者，全校児童への対応とケア，学校医，スクールカウンセラー，ソーシャルワーカー，児童相談所等との連携

(9) 報道機関への対応

必要に応じて，窓口の決定，市教育委員会への連絡，取材の日時・場所・担当・内容の決定等を行う。

8 基本方針及び学校評価の結果の公表

重点目標の一つに掲げたいじめ防止対策について，学校評価の項目に入れる。いじめの実態把握，隠蔽防止，適切な措置を行うため，適正に評価し，措置の改善を図る。

(1) いじめの防止・早期発見に関する取組に関すること

(2) いじめに対する措置・対応に関すること

適正な評価のために，「学校いじめ防止対策基本方針」（全体または概要）及び学校評価の結果は，保護者への便りやホームページ等で公表する。

いじめ防止等に関する年間計画

	学 校	全 校・学 年	保護者・地域・関係機関
4 月	・いじめ防止対策委員会（定例会議） ・全体会（基本方針，年間計画） ・相談ポスト設置・周知（全校朝会，学年便り） ・いじめ防止啓発強化月間	・入学式 ・道徳授業公開（年 1 回） ・SOS の出し方教育（道徳・学級活動等）	・いじめ・セクハラ・体罰相談窓口設置，相談ポスト設置・スクールカウンセラー来校日の周知（学校だより，PTA 総会・保護者会）
5 月	・全体会（未然防止の取り組み） ・全体会（実践の検証方法）		・授業参観
6 月	・教育相談（児童との面談） ※いじめアンケート調査	・宿泊学習（5 年）	
7 月	・人権教育（視聴覚教材活用）授業		・ネットいじめに関するミニ集会 ・保護者会（情報交換）
8 月	・ネットいじめに関する職員研修 ・人権教育に関する職員研修		
9 月	・いじめ防止対策委員会（定例会議）	・運動会	
10 月		・修学旅行（6 年）	・オープンスクール
11 月	・教育相談（児童との面談） ※いじめアンケート調査	・認知症サポーター養成講座（4 年） ・ブックトーク ・図書祭り	・いじめ・セクハラ・体罰相談アンケート調査
12 月	・人権週間の取り組み		・保護者個別面談 ・学校評価アンケート ・いじめ・セクハラ・体罰相談アンケート調査
1 月	・いじめ防止対策委員会（定例会議）		・オープンスクール
2 月	・教育相談（児童との面談） ※いじめアンケート調査 ・学校評価考察	・情報モラルリテラシー教育（5・6 年）	
3 月	・全体会（まとめ，次年度の計画） ・児童の実態・アンケートの結果と考察の引き継ぎ	・6 年生を送る会 ・卒業式	・保護者会（情報交換）